

一般社団法人ふくしま連携復興センター会員規約

(1) 会員の目的及び活動(定款第3条より)

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に加え、今後起きると想定される大規模災害の復興活動においても、多様な主体との協働により、早期復興が成し遂げられるよう、会員間の相互連携・協働を通じて、福島県内外のネットワークづくり、各セクター・各地域の課題解決を目指します。

(2) 主な活動（定款第3条）

当法人は、前項の目的を達成するために、連携・協働して次の活動を行う。

- 1 災害による被害者の支援を目的とする事業
- 2 災害復興に関わる人材、物資、資金の調整、調達
- 3 高齢者・障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- 4 勤労意欲のあるものに対する就労・起業の支援を目的とした事業
- 5 災害復興と共に地域振興をはかる事業
- 6 地域社会の健全な発展を目的とした事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とした事業
- 8 防災や減災を目的とした事業
- 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(3) 会員の義務及び特典

1 種類

正会員

当法人の運営を中核的に担う。当法人が開催する年1回程度の総会において、議決権を有する。また原則として当法人の正会員として公開する。正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

賛助会員

当法人の運営に賛助する。当法人が開催する年1回程度の総会において、参加権利を有する。ただし、議決権は持たない。また原則として当法人の賛助会員として公開する。

準会員

当法人のメーリングリスト上で情報提供を受けるとともに、当法人のメーリングリストに情報を提供することができる。また当法人が開催する会議等において、参加権利を有する。

連携団体・オブザーバー

当法人が開催する会議等について、正会員からの参加推薦があった個人・団体については、理事会において承認の後、参加することができる。

※1 また、個人・団体が、オブザーバー参加として同会に出席することを希望する場合、正会員が認める場合にのみ、出席が可能(上限5回迄、以降正会員への打診を行うものとする)とする。

ただし、正会員が開催する会議については、一部参加を制限する場合がある。

※2 会員登録完了時点で、当法人のメーリングリストへ参加する権利を有する。

※3 会員が当法人のメーリングリストを介して提供する情報については、事前にふくしま連携復興センター事務局へ資料等を送付し、ふくしま連携復興センター事務局より発信するものとする。(ふくしま連携復興センター事務局以外から ML を利用することはできない。)

2 義 務(定款第7条)

正会員および賛助会員は、毎年当該会費を納入するものとする。

正会員	会費	1口	12,000円
賛助会員	会費	1口	6,000円
準会員	会費		なし

※ 当法人会費は、入社時に当該年度分を前納し、以降、年毎に更新確認を行うこととする。
なお、年度途中での入社の場合、年会費を12で除した額に入社月から当該年度最終月(6月)までの月数を掛けた額を当該年度分の会費とし、前納する。

※ 年度途中での退社の場合、すでに支払済の年会費は返還しない。

3 遵 守

当法人の構成員は、前条の活動を通して次の行為をしてはならない。

- 1 営利を主たる目的とする行為および宗教的、政治的な目的を有する行為
- 2 公序良俗に反する行為、犯罪行為、第三者に対する権利侵害行為
- 3 その他法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

(4) 入社の手続き

1 申 請

入社申込書(別紙様式)により、当法人の理事または事務局に対し、入社の申請書を提出する。

2 承 認

入社申込書の提出をもって、理事会により会員加入の承認を受けなければならない。ただし、準会員としての入会の場合は、事務局による承認および理事会の事後承認を受ければ良いものとする。

(5) 退社の手続き

1 申 請(定款第8条)

退社申込書(別紙様式)を提出することにより、任意にいつでも退社することが可能となる。

<会員申し込みに関する問い合わせ先>
一般社団法人ふくしま連携復興センター
TEL : 024-573-2732

附則 2011年12月1日より 実施
2013年1月18日 一部改訂
2021年11月17日 一部改訂

以上